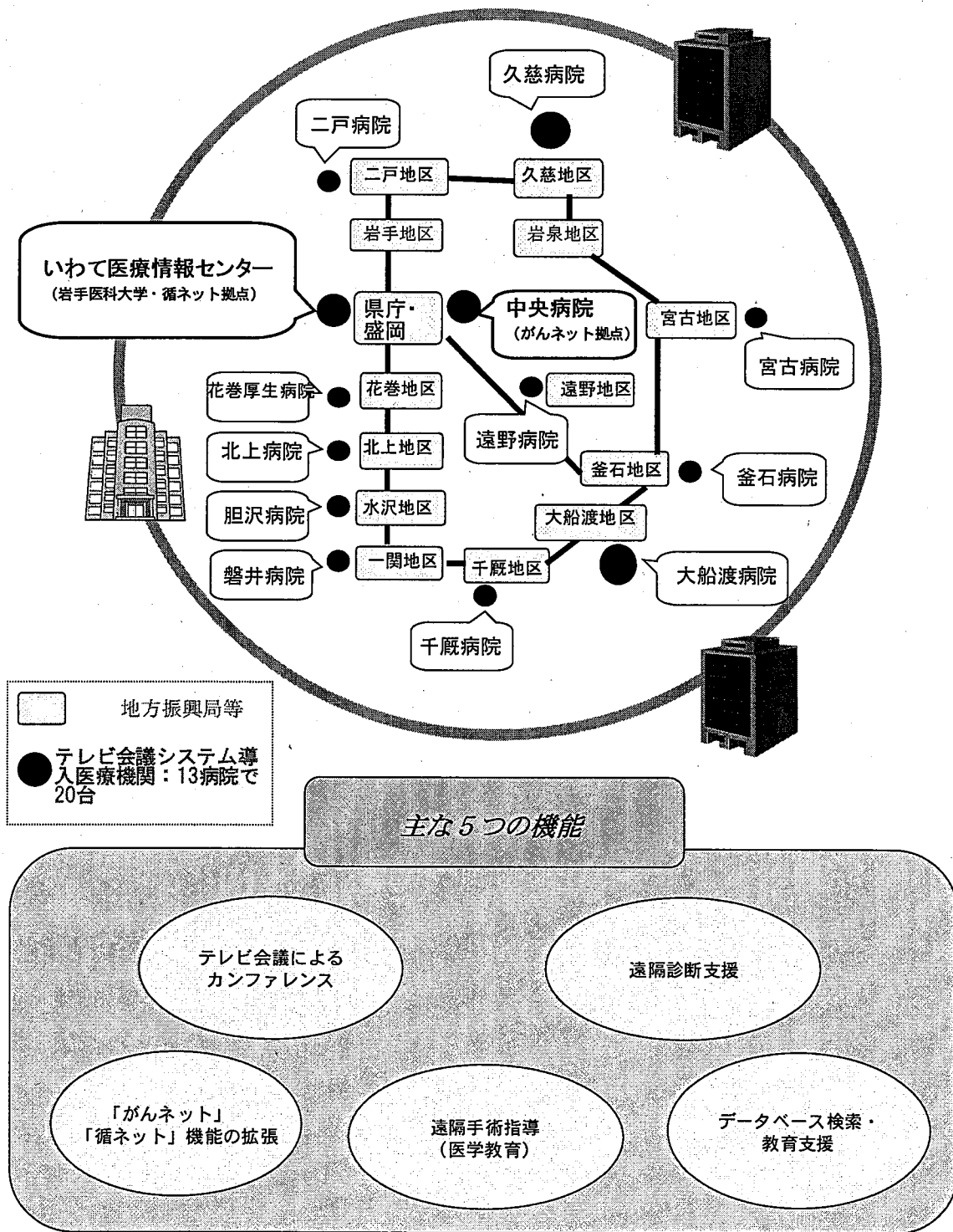


本県の主な遠隔医療システムの現状と課題

システム名	現状、課題等
<p>(1) いわて医療情報ネットワーク 岩手医大⇄県内中核病院</p>	<p>①テレビ会議によるカンファレンス（コンサルテーション） H22 145回/年 ②がんネット・循ネット（テーマ選択視聴、オペライブ） H22 がんネット：1回/年、循ネット：2回/年 ③遠隔手術指導（医大オペライブ） H22 0回/年 ④遠隔診断支援 利用実績なし ⇒ テレビ会議によるカンファレンスは、TV会議で治療方針の決定ができ、医療従事者の負担軽減や遠隔診療支援につながっている。一方で、その他のシステムは利用実績が低調であり、H22.12.1からテレビ会議機能に特化したシステムに変更。</p>
<p>(2) 広域災害・救急医療情報システム</p>	<p>①広域災害システム 国(EMIS)とリンクし、災害時の医療活動の情報を全国的に共有し迅速的確な活動に資する。 ②救急医療情報システム救急医療施設の情報を消防機関と情報共有し円滑な搬送に資する。 ⇒ 救急医療情報システムについては、搬送先が地域の中核病院に固定されている本県の現状から、盛岡消防本部以外の利用実績が低い状況であり、地域ごとに事情が異なる中での全県的なシステムの在り方が課題。一方で、国の補助基準に基づき広域災害システムともリンクしており、システム自体の重要性は高いことからフォーマットの見直しなど操作者の利便性向上で対応。</p>
<p>(3) 小児救急医療遠隔支援システム</p>	<p>○小児救急医療施設（16病院）と岩手医大を結ぶテレビ電話、動画像送受信システムによる小児救急医療のコンサルテーション ・利用件数 17年度93件、18年度61件、19年度37件、20年度10件、22年度10件 ⇒ 整備当初に比べ、医療機関の役割分担等によりコンサルの内容が専門化してきているため、利用施設が限られてきていることから、年々利用実績が落ちてきており、H23以降、利用頻度の高い施設を中心とした見直しを検討。</p>
<p>(4) 周産期医療ネットワークシステム</p>	<p>○県内の医療機関や市町村がインターネット回線を通じた妊婦健診や診療情報を共有し、母体搬送や保健指導に活用 ⇒ 分娩取扱い医療機関は100%加入しているが、市町村は68%に留まっていること（市町村は独自の母子保健システムを有しており、このリンクが課題）や、加入医療機関においても全ての項目について入力が行われていないなど、入力等の労力の軽減と、システムの利用メリットの理解促進が課題。</p>

(図表 55)

# いわて医療情報ネットワーク(画像診断等)



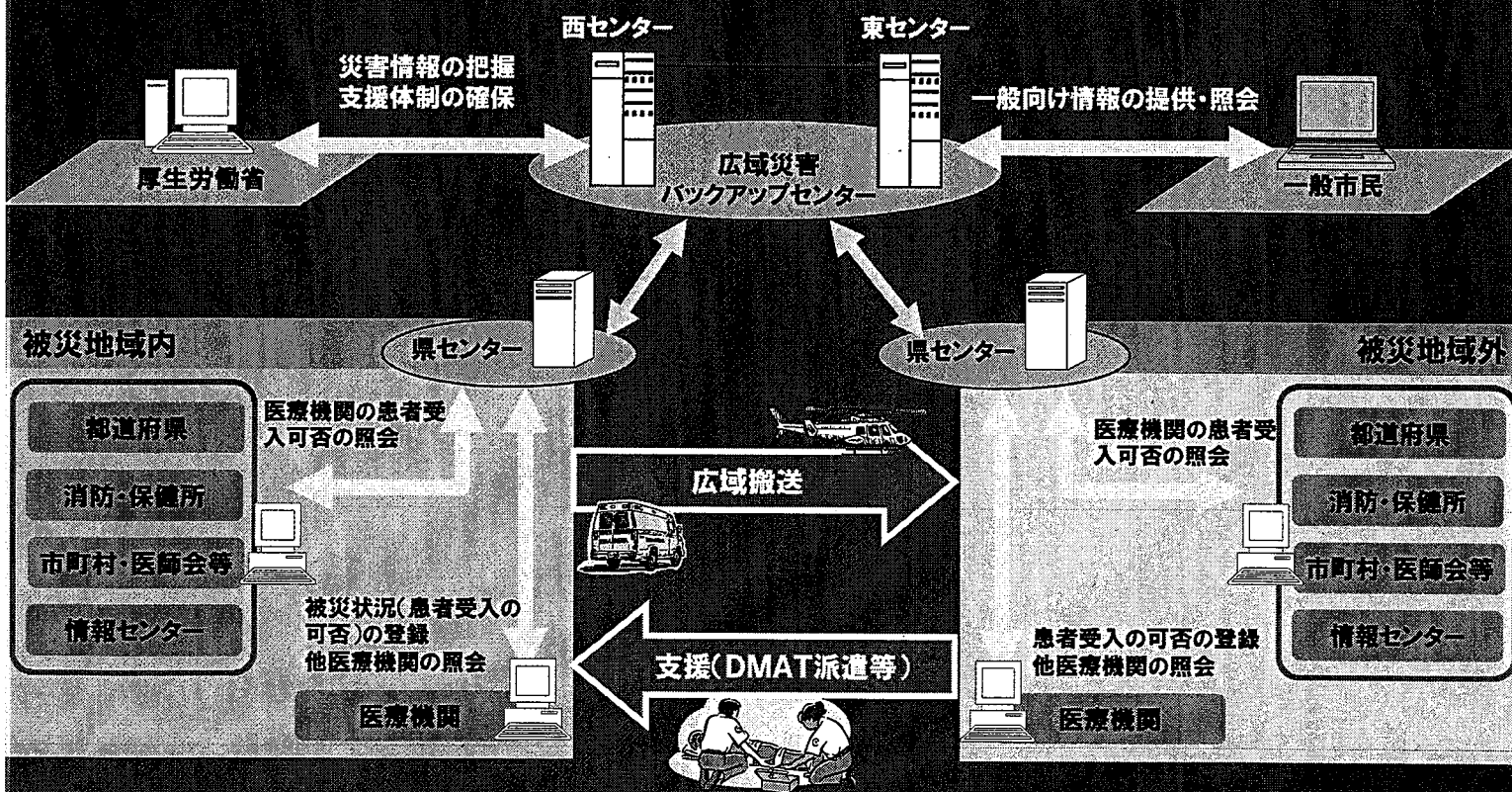
# 広域災害救急医療情報システム(EMIS)

Emergency Medical Information System

## システム概要

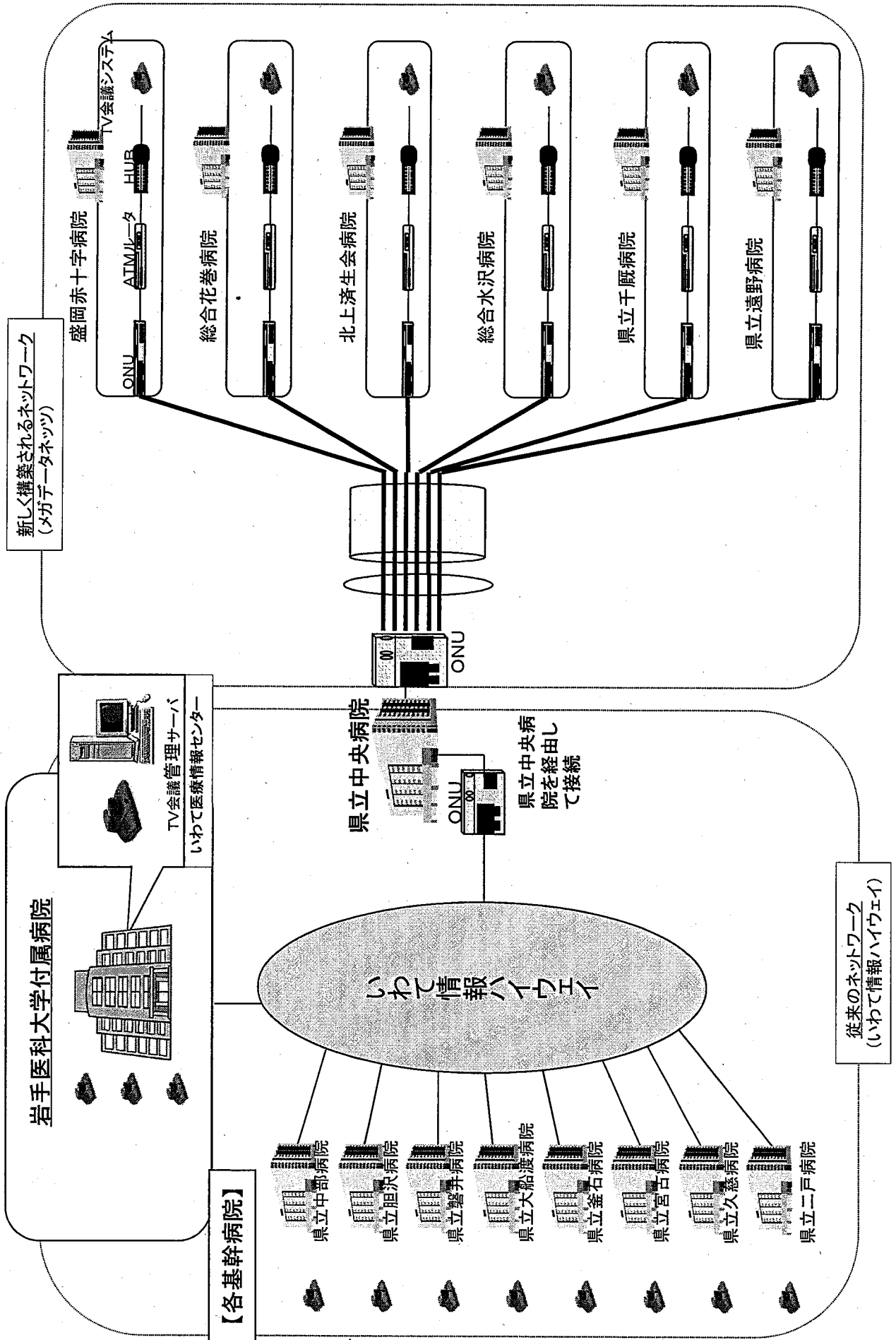
災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。

- ・各都道府県システムにおける全国共通の災害医療情報の収集
- ・医療機関の災害医療情報を収集、災害時の患者搬送などの医療体制の確保
- ・東西2センターによる信頼性の高いネットワーク構成
- ・平常時、災害時を問わず、災害救急医療のポータルサイトの役割

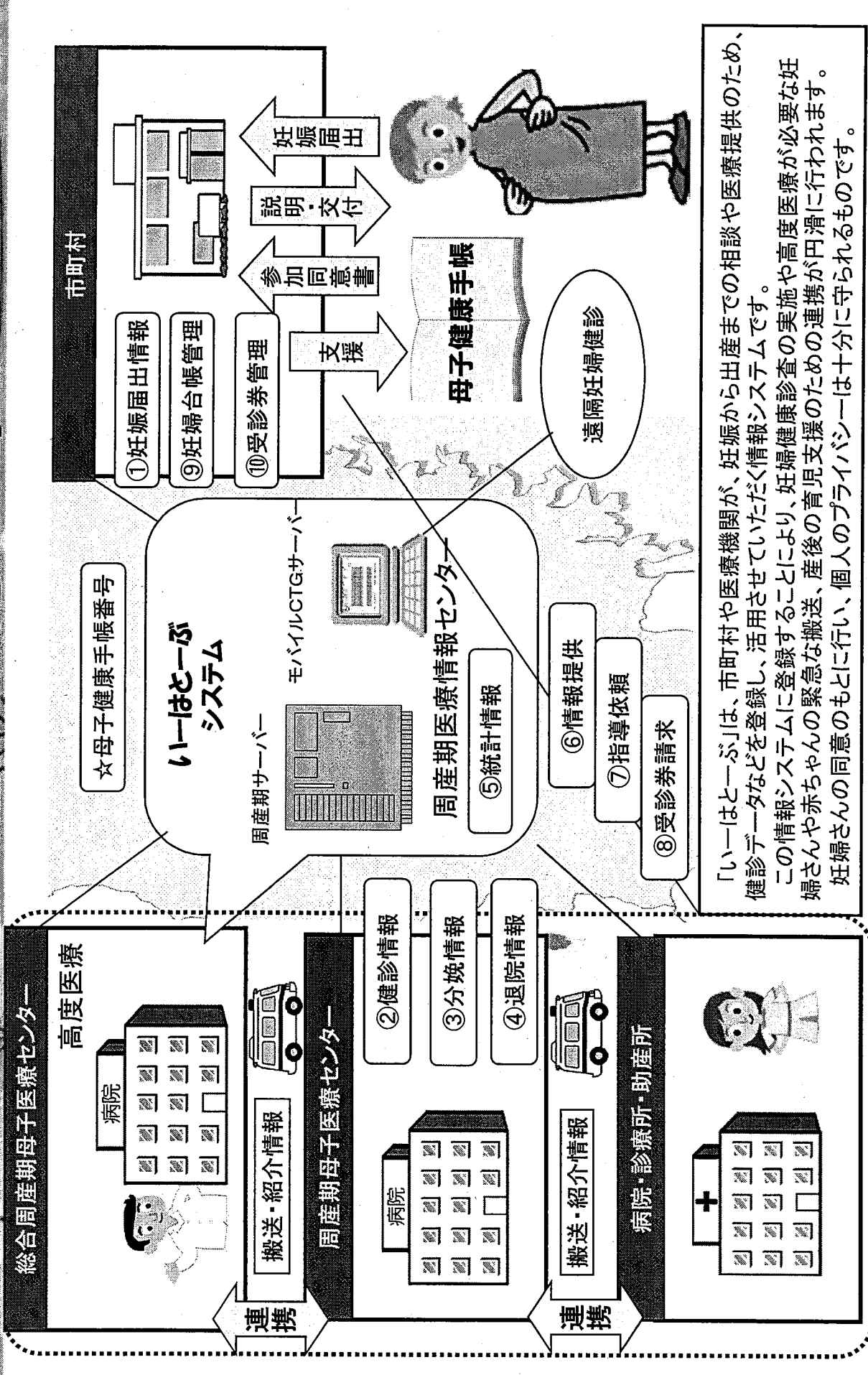


- 災害時に最新の医療資源情報を関係機関(都道府県、医療機関、消防等)へ提供
- 超急性期の診療情報(緊急情報)を即時に集約、提供
- 急性期以降の患者受入情報(詳細情報)等を随時集約、提供
- DMAT指定医療機関から派遣されるDMATの活動状況の集約、提供

# 小児救急医療遠隔支援システムネットワーク概略構成図



# 「いーはとーぶ」



「いーはとーぶ」は、市町村や医療機関が、妊娠から出産までの相談や医療提供のため、健診データなどを登録し、活用させていただく情報システムです。  
この情報システムに登録することにより、妊婦健康診査の実施や高度医療が必要な妊婦さんや赤ちゃんの緊急な搬送、産後の育児支援のための連携が円滑に行われます。  
妊婦さんの同意のもとに行い、個人のプライバシーは十分に守られるものです。

事務連絡  
平成23年3月23日

各  
都道府県医務主管課  
都道府県薬務主管課  
御中

厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医薬食品局総務課

情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）等に係る取扱いについて

今回の東北地方太平洋沖地震に係る医療活動の中で、医師が患者を対面診療できない場合の取扱いや、患者が被災地外の薬局における調剤を希望する場合の取扱いについて、疑義が生じているところである。

情報通信機器を用いた診療（以下「遠隔診療」という。）に関する取扱い及びファクシミリ等により送付された処方箋による調剤に関する取扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方をお願いする。

## 記

### 1 遠隔診療について

#### (1) 医師法第20条に関する解釈

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）」について（平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知。以下「遠隔診療通知」という。）において示しているとおり、医師法第20条に関する解釈は以下のとおりである。

① 医師法（昭和23年法律第201号）第20条における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学

から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。

② 直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条に抵触するものではない。

### (2) 今般の震災に係る取扱い

遠隔診療通知においては、「初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること」としながらも、「直接の対面診療を行うことが困難である場合（例えば、(中略)遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合)」については、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、(中略)遠隔診療によっても差し支えないこと」としている。

このため、今般の震災の影響で遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難となった被災地の患者については、初診及び急性期の患者であっても、患者側の要請に基づき遠隔診療を実施して差し支えないものとする。

遠隔診療を実施して差し支えないが疑義が生じている事例として、例えば以下のようなケースが考えられるので参考とされたい。

#### 【ケース1】

被災地の患者(A)が主治医(B)と連絡が取れず、他の医師(C)に電話等により連絡できた場合、医師(C)にとつて初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

(考え方)

医師(C)が、電話等により、患者(A)の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

#### 【ケース2】

被災地の患者(A)の家族等(B)が、電話等により患者(A)の容態等を主治医ではない医師(C)に伝えた場合、医師(C)にとつて初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

(考え方)

医師(C)が、心身の状況を十分に把握している家族等の連絡に

より、患者（A）の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

2 今般の震災に係るファクシミリ等により送付された処方箋による調剤について

東北地方太平洋沖地震による患者に対応するため、被災地の医師と連絡が可能であり、ファクシミリ等により患者の希望する薬局に処方箋が送付された場合には、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、送付されたファクシミリ等を「処方箋」とみなして調剤等を行って差し支えないこと。

この場合、通常の手続を行うことが可能となった後、速やかに医療機関から処方箋原本を入手し、以前に送付されたファクシミリ等を原本に差し替えることとする。

また、調剤された薬剤については、原則として、患者又は現に看護に当たっている者に交付することとするが、客観的にやむを得ない状況であると認められる場合に、郵送することは差し支えないこと。この場合、患者又は現に看護に当たっている者に対して、電話等により、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報提供を適切に行うものとする。



健政発第 1075 号  
平成 9 年 12 月 24 日  
一部改正 平成 15 年 3 月 31 日  
一部改正 平成 23 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について

近年、情報通信機器の開発・普及に伴い、情報通信機器を応用した診療の支援に用いる、いわゆる遠隔診療（以下、単に「遠隔診療」という。）の可能性が高まりつつある。

これまでも遠隔診療は、医師又は歯科医師が患者の病理画像等を専門医のもとに伝送し、診療上の支援を受けるといった、医療機関と医師又は歯科医師相互間のものを中心に、既に一部で実用化されているところである。

これとともに、今後は、主治の医師又は歯科医師による直接の対面診療を受けることが困難な状況にある離島、へき地等における患者の居宅等との間で、テレビ画像等を通して診療を行う形態での遠隔診療が実用化されることが予想されるなど、遠隔診療の態様はますます多岐にわたるものと考えられる。

遠隔診療のうち、医療機関と医師又は歯科医師相互で行われる遠隔診療については、医師又は歯科医師が患者と対面して診療を行うものであり、医師法第 20 条及び歯科医師法第 20 条（以下「医師法第 20 条等」という。）との関係の問題は生じないが、患者の居宅等との間で行われる遠隔診療については、医師法第 20 条等との関係が問題となる。

そこで、今般、遠隔診療についての基本的考え方を示すとともに、患者の居宅等との間の遠隔診療を行うに際して、医師法第 20 条等との関係から留意すべき事項を下記のとおり示すこととしたので、御了知の上、関係者に周知方を願います。

なお、過日、厚生科学研究費による遠隔医療に関する研究の報告が取りまとめられ、公表されたところであるので、参考までに送付する。

記

1 基本的考え方

診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである。

医師法第 20 条等における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問われないが、現代医学から見ても、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。したがって、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第 20 条等に抵触するものではない。

なお、遠隔診療の適正な実施を期するためには、当面、左記「2」に掲げる事項に留意する必要がある。

2 留意事項

- (1) 初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によることと。
- (2) 直接の対面診療を行うことができず、他の医療機関と連携することにより直接の対面診療を行うことができる場合には、これによること。
- (3) (1) 及び (2) にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせを行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
  - ア 直接の対面診療を行うことが困難である場合（例えば、離島、へき地の患者の場合など）
  - イ 直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療（例えば別表に掲げるもの）を実施する場合
  - ウ 遠隔診療の開始に当たっては、患者及びその家族等に対して、十分な説明を行い、理解を得た上で行うこと。特に、情報通信機器の使用方法、特性等については丁寧な説明を行うこと。
  - エ 患者のテレビ画像を伝送する場合等においては、患者側のプライバシー保護には慎重な配慮を行うこと。特に、患者の映像の撮影、情報の保管方法については、患者側の意向を十分に斟酌すること。
  - オ 情報通信機器が故障した場合における対処方法について、あらかじめ患者側及び近隣の医師又は歯科医師と綿密に打ち合わせ、取り決めを交わし



ておくこと。

- (7) 診療録の記載等に関する医師法第24条及び歯科医師法第23条の規定の適用についても、直接の対面診療の場合と同様であること。
- (8) 遠隔診療においても、直接の対面診療と同様、診療の実施の責任は当然に診療を実施した医師又は歯科医師が負うものであること。
- (9) 遠隔診療を行うに当たり、医師又は歯科医師が患者又はその家族等に対して相応の指示や注意を行っているにもかかわらず、これらがその指示や注意に従わないため患者に被害が生じた場合には、その責任はこれらの者が負うべきものであることについて、事前に十分な説明を行うこと。

別表

遠隔診療の対象者	内容
在宅酸素療法を行っている患者	在宅酸素療法を行っている患者に対して、テレビ電話等情報機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観測・指導を行うこと。
在宅難病患者	在宅難病患者に対して、テレビ電話等情報機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観測・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	在宅糖尿病患者に対して、テレビ電話等情報機器を通して、血糖値等の観測を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	在宅喘息患者に対して、テレビ電話等情報機器を通して、呼吸機能等の観測を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	在宅高血圧患者に対して、テレビ電話等情報機器を通して、血圧、脈拍等の観測を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	在宅アトピー性皮膚炎患者に対して、テレビ電話等情報機器を通して、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	在宅療養患者に対して、テレビ電話等情報機器を通して、褥瘡等の観測を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅脳血管障害療養患者	在宅脳血管障害療養患者に対して、テレビ電話等情報機器を通して、運動機能、血圧、脈拍等の観測を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅がん患者	在宅がん患者に対して、テレビ電話等情報機器を通して、血圧、脈拍、呼吸数等の観測を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。